

## 株式会社エッセンバツハ光学ジャパン 物品貸出に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、株式会社エッセンバツハ光学ジャパン（以下「当社」という。）が所有する物品の貸出事業に関する事項を規定する。

### 第2条（貸出対象）

物品の貸出を受けることができる対象は次のとおりとする。

（1）当社取引先法人及び団体

（2）その他当社製品の販売に寄与すると認められる個人及び法人及び団体

2 前項（1）又は（2）に規定する個人及び法人及び団体であっても、当社が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、物品を貸し出さないものとする。

（1）宗教活動もしくは政治活動に利用する恐れがある個人及び法人及び団体

（2）反社会勢力又はそれらと密接な関わりが疑われる個人及び法人及び団体

（3）その他当社が貸し出しに不相当と認めた個人及び法人及び団体

### 第3条（貸出物品）

貸出物品は、当社が取り扱う製品すべてとする。

### 第4条（貸出申請）

物品の貸出を受けようとする者（以下「借受人」という。）は、「貸出依頼」を当社に提出し次の各号を当社に伝えることとする。

（1）使用日

（2）使用先

（3）使用目的

2 前項の申請は、使用日の5日前までに行うこととする。

### 第5条（交付）

当社は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、その可否を決定し、貸出が必要と認めた場合は、借受人に物品を貸出するものとする。

### 第6条（貸出期間）

物品の貸出期間は、14日以内とする。ただし、当社が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

尚、事前に連絡がなく貸出期間を超過した場合、商品代金を請求する場合がある。

#### 第7条（物品の返却）

借受人は、次の各号の一に該当する場合は、当社に物品を返却しなければならない。

- （1）前条の貸出期間を満了した場合
- （2）物品の利用を中止する場合
- （3）物品を破損・損傷した場合

#### 第8条（譲渡等の禁止）

借受人は、貸出を受けた物品を他人に譲渡したり、交換したりしてはならない。

#### 第9条（費用負担）

物品の貸出使用料及び送料は、以下のとおりとする。ただし、物品の貸出を受けている間の当該物品の修繕等の維持管理に要する費用は、借受人が負担しなければならない。

貸出使用料	送料（当社から借受人）	送料（借受人から当社）
0円	元払い（借受人負担）	元払い（借受人負担）

尚、当社に返却する際の送料が着払いの場合、かかる送料の相当額を請求する。

#### 第10条（物品の紛失および破損・損傷）

借受人は、物品を紛失、または破損・損傷させた場合、速やかに当社に連絡しなければならない。

#### 第11条（損害賠償）

前条より借受人が物品を紛失、または破損・破損させた場合、当社は借受人に次の各号のいずれかを請求することができる。

- （1）修理にかかる費用
- （2）新品同等額

また、不適切な使用、保管上の不注意(落下、水没など含む)が確認できた場合も、同様の扱いとする。

#### 第12条（違反に対する措置）

この規程に違反した場合は、以後貸出を停止する。

#### 附 則

この規程は 2023年1月1日から施行する。